○環境省告示第五十六号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十月十八日

環境大臣　松本　龍

表Ｎ－ブチル－Ｎ－エチル－α，α，α－トリフルオロ－2，6－ジニトロ－パラ－トルイジン（別名ベンフルラリン又はベスロジン）項の次に次のように加える。

5－アミノ－1－（2，6－ジクロロ－α，α，α－トリフルオロ－p－トリル）－4－エチルスルフィニルピラゾール－3－カルボニトリル（別名エチプロール）	690μg／l
（ＲＳ）－2－シアノ－Ｎ－［(R)－1－（2，4－ジクロロフェニル）エチル］－3，3－ジメチルブチラミド（別名ジクロシメット）	860μg／l
（ＲＳ）－α－シアノ－3－フェノキシベンジル＝(Z)－（1ＲＳ，3ＲＳ）－3－（2－クロロ－3，3，3－トリフルオロプロプ－1－エニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名シハロトリン）	0.0081μg／l
エチル＝2－クロロ－5－（4－クロロ－5－ジフルオロメトキシ－1－メチルピラゾール－3－イル）－4－フルオロフェノキシアセタート（別名ピラフルフェンエチル）	0.82μg／l
3－ヨード－Ｎ′－（2－メシル－1，1－ジメチルエチル）－Ｎ－｛4－［1，2，2，2－テトラフルオロ－1－（トリフルオロメチル）エチル］－o－トリル｝フタルアミド（別名フルベンジアミド）	5.8μg／l

○環境省告示第五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第四十三条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月十八日

環境大臣　松本　龍

氏名又は名称	住所
株式会社地域地盤環境研究所	大阪府大阪市西区立売堀四丁目三番二号

○環境省告示第五十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月十八日

環境大臣　松本　龍

氏名又は名称	住所
株式会社三井化学分析センター	千葉県袖ヶ浦市長浦五百八十番地三十二

○防衛省告示第百九十三号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十二年十月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）（平成二十二年六月二十四日防衛省告示第百二十二号）	平成二十二年七月一日から同年十一月五日まで	平成二十二年十一月八日から平成二十三年二月七日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）（平成二十二年九月二十七日防衛省告示第百七十一号）	平成二十二年十月四日から同月二十六日まで	平成二十二年十月二十七日から平成二十三年一月二十六日まで

○関東地方整備局告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十五号線

三　事業施行期間　自平成二十二年十月十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都新宿区新宿七丁目、余丁町、河田町、若松町及び原町三丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十八日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡崎市藤川町字田中二一番一から同市藤川町字東沖田六八番まで	前	二七・四五～三七・四五メートル	〇・〇六七キロメートル
	後	二八・二五～四五・八五メートル	〇・〇六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○九州地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十八日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
みやま市高田町徳島字渡里二一六番一から柳川市大和町中島字町南側九九九番まで	前	七・四〇～八・五〇メートル	一七・五〇〇キロメートル
	後	八・五〇～一三・〇〇メートル	一三・〇〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所